



くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

相談ファイル

—婚約者もいないのに結婚指輪を買わされた！—

《相談内容》

「結婚についてどう思っているのか話を聞かせて」と若い女性から電話があった。飲み会の後で気分がよかったのも、話だけならと思いつい約束をした。夜8時に約束のファミリーレストランへ行くとなぜか女性が2人いた。はじめは「どんな仕事をしているか」「交際している人はいるか」など楽しく話をしていたが、「結婚指輪は今から買って準備しておくとか後から苦労しないで済む」という話になり、ダイヤモンドのパンフレットを見せて「いくらなら払えるか」と聞かれた。「生活に余裕がない」と、何度も断ったが、その後男性がやって来てまた同じ説明を受けた。次の日は早朝勤務だったので「明日仕事があるから早く帰りたいんだけど」と3回も伝えたが、説明は終わらず3人に囲まれて帰るに帰れないので仕方なく出された紙にサインした。

家に着いたのは夜中の1時を過ぎていた。信販会社から確認の電話があったとき「やはりいらぬ」と断ったが、担当者がすぐ電話してきて説得されてしまった。100万円のダイヤのリングは、やはり必要ない。

(20歳 男性 会社員)

《アドバイス》

このような商法は、待ち合わせの約束をすることからアポイントセールスと呼ばれています。契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。過ぎていけば、事業者の不適切な勧誘(帰りたいといったのに帰してくれない)を理由にして取消の交渉をすることとなりますが、個人での交渉は困難極まります。

ご相談の場合は、ダイヤモンドに入れた刻印を消す費用として5万円を支払うことで解決できました。しかし、高い勉強代につきましたね。知らない人からの電話に、のこのこ出かけて行かないようにしましょう。



情報ファイル

—目薬とまちがえて水虫薬を点眼した！—

目薬でないものをまちがえて目に点眼し、目に危害を受けたという情報が、国民生活センター危害情報システムに寄せられています。危害を受けた人の92%が50歳以上の高齢者です。まちがえたものは77%が医薬品で、中でも多かったのは水虫薬、続いて皮膚用薬、点鼻薬となっています。

まちがえたときの状況は、「目薬と一緒に置いていた」「目薬と同じ袋に入れていた」と、保管の仕方に問題があったり、「暗いところで点眼した」「テレビを見ながら点眼した」など、確認せずにまちがってしまったり、ついうっかりしてしまったことが原因ですが、まちがえにくい容器にするなどの工夫があれば、事故は未然に防ぐことができると考えられます。

医薬品の事業者へは、目薬とそれ以外の医薬品それぞれが一目で識別できるように、より一層容器や表示を工夫することが、国民生活センターから要望されています。

消費者へのアドバイス

- ①形状や大きさが似ているものは、目薬と置き場所を別にする。
- ②点眼するときは、目薬かどうかよく確かめる。
- ③もし、まちがえて点眼したときは、水かぬるま湯でよく目を洗う。心配なら眼科を受診すること。



お 知 ら せ

生活情報サロン2月展示

若いあなたへ ～知っておこう！契約&クレジットのしくみ～

「新しいバッグが欲しい、エステにも行きたい、運転免許もとりたい。でもお金が足りない……」あなただったらどうしますか？ 契約やクレジットのしくみを知って、かしこく快適な生活を送りましょう。

スマートライフ講座

テーマ 「美しく魅せる色彩講座 ～似合う色の見つけ方～」 講師 カラーアナリスト 児玉紀子氏 日時 平成14年2月20日(水)13:30～15:00 場所 広島県生活センター研修室 広島市中区袋町3-17 シンヨービル6階 定員 30名 参加費 無料 主催 広島県 申込先 生活センター (Tel 082-240-6111)	テーマ 「老後の暮らしと財産管理」 講師 司法書士 泉哲哉氏 日時 平成14年3月14日(木)13:30～15:00 場所 広島県生活センター研修室 広島市中区袋町3-17 シンヨービル6階 定員 30名 参加費 無料 主催 広島県 申込先 生活センター (Tel 082-240-6111)
---	--

消費者啓発講座

月 日	場 所	テ ー マ	対象者	講 師
2月 4日(月)	府中市 府中公民館	大丈夫と思うあなたが 狙われる！	女性会	消費生活コンサルタント 馬場せつ子
2月 6日(水)	広島市 石内福祉センター	高齢者の契約トラブルを 防ぐ	社協役 員	元県立生活センター 消費生活相談員 立花清治
2月 8日(金)	東広島市 三永公民館	ペイオフ解禁に備える	一般	貯蓄生活設計推進員 太田和子
2月12日(火)	向原町 中央公民館	輸入食品と健康	女性会	農林水産消費技術センター 天野克哉
2月15日(金)	庄原市 老人福祉センター	悪質商法への対処法	民生委 員他	消費生活アドバイザー 国政義江
2月15日(金)	因島市 東生口老人集会所	だまされないで悪質商法	高齢者	消費生活アドバイザー 天道茂代
2月18日(月)	廿日市市 市役所	ペイオフ対策と資産運用	一般	ファイナンシャルプランナー 渡邊浩幸
2月19日(火)	呉市 つばき会館	ペイオフ解禁と私たちの 暮らし	一般	広島県金融広報委員会 事務局長 上重達夫
2月26日(火)	呉市 つばき会館	相続と遺言	一般	広島弁護士会 弁護士 木村豊
2月27日(水)	東広島市 中央公民館	大丈夫と思うあなたが 狙われる！	女性会	消費生活コンサルタント 馬場せつ子

— 消費生活に関するご相談・お問い合わせは —

呉地域県民相談室	呉市西中央1-3-25 広島県呉地域事務所	Tel 0823-22-5400
芸北地域県民相談室	広島市安佐北区可部4-12-1 芸北地域事務所	Tel 082-814-3181
東広島地域県民相談室	東広島市西条昭和町13-10 東広島地域事務所	Tel 0824-22-6911
尾三地域県民相談室	尾道市古浜町26-12 尾三地域事務所	Tel 0848-25-2011
福山地域県民相談室	福山市三吉町1-1-1 福山地域事務所	Tel 0849-31-5522
備北地域県民相談室	三次市十日市東4-6-1 備北地域事務所	Tel 0824-62-5522
広島県環境生活部管理総室消費生活室(広島県生活センター)		Tel 082-240-5522

〒730-0036 広島市中区袋町3-17シンヨービル6階

相談時間(月～金) 9:00～16:00(12:00～13:00は休み)